第

3 4 1 3

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年 12月 7日 金曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

☆ 未払いの定期同額給与

A:次のようなケースでは、認められない ものと思われます。

【解説】

定期同額給与の一部を未払い経理している 場合で次のような場合は、定期同額給与に該 当すると主張しても認められないものと思わ れます。

- ① あらかじめ定められた支給基準に基づいて、定時にその全額を支払うことができないとする特段の事情がないこと
- ② 毎月の役員報酬の一部を未払いとし、その 額をおおむね盆、暮れの従業員に対する賞 与の支給時期に支払っていること
- ③ 賞与の支給時期に未払金残高を超える金額を支払い、その未払金勘定に生じた赤字の金額を各事業年度末までに、その残高がちょうどゼロ円になるように、その後の役員報酬の未払金で補填していること
- ④ 代表者等の特定の者に対する役員報酬の みを未払金としていることに合理的な理 由がないこと
- ⑤ 実際に支給した金額のみを給与支払明細書の基本給欄に記入し、各月分の未払金額は何ら計上せず、その後事業年度末又は事業年度の途中において、未払金を一括計上している事実があること







